



# 鳥取県公報

平成 24 年 12 月 25 日(火)  
第 8 4 5 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (829) (経済通商総室) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (830) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (25) (教育総務課) . . . . . 3
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) . . . . . 3
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (交流推進課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第829号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ポルト米子店  
米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2、1327-3、1327-4、1328、1329、1330-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2-3
- 3 変更した事項  
(1)大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2-3  
変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2-3  
(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2-3  
変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2-3
- 4 変更年月日  
平成24年10月1日
- 5 変更する理由  
設置者及び小売業者の代表者変更のため
- 6 届出年月日  
平成24年12月5日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成24年12月25日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第830号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人ラ・ルーチエ「絆縁」	鳥取市千代水三丁目31	障がい者活動支援センター絆縁	鳥取市千代水三丁目31	就労継続支援B型	平成24年12月1日

**教育委員会告示****鳥取県教育委員会告示第25号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年12月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 日時 平成24年12月27日（木）午前11時～
- 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
  - 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について
  - その他

**公 告**

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成24年12月26日から平成25年2月26日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成25年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野仁司

- 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 2 大規模集客施設の名称  
スーパーセンタートリアル鳥取千代水店
  - 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
鳥取市千代水四丁目27
  - 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗
  - 5 大規模集客施設の総床面積  
5,252平方メートル
  - 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成25年4月17日

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県旅券発給業務

(2) 業務の内容

鳥取県における一般旅券発給に係る電話応対、申請相談、申請・交付窓口業務、旅券作成業務等を行うものであり、その詳細は、「鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「鳥取県旅券発給業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 業務の仕様

仕様書のとおり

(4) 契約期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 予算額

年額28,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 県内に本店、支店等の事業所を有していること。

なお、本件プロポーザルに参加を希望する者であって、県内に事業所を有していない者は、県内の事業所に係る登記を完了し、当該登記簿の写しを平成25年2月22日（金）までに5の(1)の担当部局に提出すること。

(4) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格に係る業種区分が役務のうち委託に登録されている者であること。

なお、本件プロポーザルに参加を希望する者であって、当該業種区分に登録されていないものは、平成25

年 1 月 31 日（木）までに競争入札参加資格審査申請（業種区分の変更申請を含む。）に関する書類を 5 の（2）の場所に提出すること。

- （5）平成 24 年 12 月 25 日（火）から平成 25 年 2 月 12 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （6）平成 24 年 2 月 1 日（水）から平成 25 年 1 月 31 日（木）までの間のいずれの日においても、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた者でないこと。
- （7）平成 24 年 12 月 25 日（火）から平成 25 年 2 月 12 日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（当該申立てが行われた日から提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されている者を除く。）でないこと。
- （8）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- （9）個人情報保護に関する方針又は規程が定められていること。

### 3 提案書の評価

提案書の提出後、提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

提出された提案書と提案者からのプレゼンテーションの内容を、鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行う。

なお、審査委員会の審査委員は、県職員、有識者等 4 名により構成する。

### 4 最優秀提案者の選定

審査委員会の評価得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として決定するものとする。

なお、最優秀提案者以外の者についても評価得点により順位付けを行い、複数の者が同点の場合は見積額が安価な者から順位付けを行うものとする。

### 5 担当部局等

#### （1）担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県文化観光局交流推進課

電話 0857-26-7079

ファクシミリ 0857-26-2164

#### （2）競争入札参加資格審査申請に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### （3）提案書作成要領等の交付

鳥取県旅券発給業務委託公募型プロポーザルに関する提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）、仕様書、審査要領及び実施要領は、平成 24 年 12 月 25 日（火）以降、鳥取県のインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/6140.htm>）から入手するものとする。

#### （4）提案書の提出

本件プロポーザルに参加しようとする者は、仕様書及び提案書作成要領に基づき提案書を作成し、送付又は持参をすること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定

信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)によること。

ア 提出場所

5 の(1)に同じ。

イ 提出期間及び時間

平成25年 1 月 4 日(金) から同月31日(木) 午後 5 時までとする。

なお、送付による場合は、平成25年 1 月31日(木) 午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

また、持参による提出の受付は、提出期間中の日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

6 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

なお、委託業務実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、契約締結の協議の際には提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件等の調整(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での変更を含む。)を行うものとする。

また、この協議が不調の場合には、4 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

7 その他

(1) 提案書の無効等

2 の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

また、審査委員会の審査委員に提案者が個別に接触した場合は、失格とする。

なお、最優秀提案者決定後又は契約締結後に上記の事実が判明した場合には、当該決定等を取り消すものとし、それにより鳥取県に損害が生じた場合には当該提案者に賠償を求めるものとする。

(2) 参加費用

本件プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

イ 鳥取県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

この公告に定めるもののほか、本件プロポーザルの詳細は、実施要領及び提案書作成要領による。